

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画第二版（見直し案）抜粋

4. 必要とされる広域連携の概要

- 1) 県境を越える広域連携の対象として想定される事項及び記載箇所を表で記載した。
- 2) 具体的な内容、手順等については5. 以降で記載する。
- 3) 広域連携に係る自治体間の費用負担について、原則、支援側が負担するものとし、実際の費用負担に当たっては、この原則のもと、関係者が協議のうえ、決定するものとする。

なお、支援に要した費用の8割は特別交付税措置を活用し、残り費用負担を関係者が協議のうえ決定する方法も考えられる。

表 5 時期毎の広域連携事項

	時期			
	発災前	災害応急対応	災害復旧・復興	対応完了
連携体制の構築	5.0. (p.10)	6.0. (p.15)	7.0. (p.43)	8.0. (p.61)
情報共有	5.1. (p.11)	6.1. (p.16)	7.1. (p.45)	8.1. (p.61)
人材	5.2. (p.14)	6.2. (p.20)	7.2. (p.48)	8.2. (p.62)
資機材	—	6.2. (p.20)	7.2. (p.48)	—
中間処理	—	6.3. (p.31)	7.3. (p.51)	—
再生利用	—	—	7.4. (p.55)	8.3. (p.62)
最終処分	—	—	7.5. (p.57)	—

※表中の数字は、本計画の見出し番号に対応している。

5. 発災前の広域連携の手順

- 1) 5. では、概ね、平時から発災直後までの広域連携の手順について記載する。

5.0. 連携体制の構築

- 1) 中部地方環境事務所が事務局となり、協議会を定期的を開催する。
- 2) 中部地方環境事務所は中部地方整備局と調整し協議会と中部圏戦略会議と

の連携を図るとともに、中部ブロック内の地方整備局等、国の地方機関との連携体制を検討する。

- 3) 中部地方環境事務所は環境省本省、他の地方環境事務所と調整し、他ブロックとの連携体制を検討する。
- 4) 県は協議会に参加していない市町村に対して協議会で得られた情報を提供するなど、連携を図る。
- 5) 中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や災害廃棄物処理支援員制度（以下「人材バンク制度」という。）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D. Waste-Net」という。）の仕組みを活用し、自衛隊や人材バンク登録者、民間団体等との連携体制を検討する。

5.1. 情報共有

- 1) 協議会の参加者は、表 6 に示す情報を積極的に提供する。
- 2) 中部地方環境事務所は、「表 6 発災前に共有すべき情報」を集約し、協議会の参加者及びその関係者が共有しやすいよう整理するとともに、関係する自治体に確認を取った上で、可能な範囲で中部地方環境事務所のホームページ等で公開する。
- 3) 中部地方環境事務所は災害時の連絡手段について最新の知見を踏まえて検討し、協議会構成員と連携して強靱な連絡体制の導入を図る。

表 6 発災前に共有すべき情報

（斜体は現状では共有していないが、今後、共有に向けた検討・調整が必要な事項）

情報提供 （集約） 主体	共有する情報の内容	時期
市町村等	災害廃棄物処理計画策定の進捗	毎年1回
	災害廃棄物発生量と処理可能量の推計の進捗	毎年1回
	災害廃棄物の処理を行う上で必要となる資機 材確保の進捗	毎年1回
	し尿収集量の推計の進捗	毎年1回
	仮置場等確保の進捗	毎年1回
	廃棄物を担当する職員数	毎年1回
	災害時に、災害廃棄物を担当する職員数	毎年1回
	他自治体、民間事業者との協定締結状況	毎年1回
	災害廃棄物処理対策に係る研修・訓練等の実施	毎年1回

6. 災害応急対応時の広域連携の手順

- 1) 6. では、概ね、発災直後から災害廃棄物処理実行計画の検討開始時期までの広域連携の手順について記載する。

6.0. 連携体制の構築

- 1) 5.0 で構築した連携体制を基本とする。なお、発災前は、県をまたぐ各種調整は基本的に中部地方環境事務所が行うが、災害応急対応時には、被災地の災害応急対応を迅速に行うことが最優先されることから、中部地方環境事務所及び環境省本省は大きな被害を受けた被災県、被災市町村に重点を置いて迅速な支援を行うこととし、県をまたぐ各種調整は後述する幹事支援県又は幹事緊急処理県が主導する。
- 2) 隣接ブロックの県に被害範囲が及ぶ場合及び隣接ブロックの県を支援県と設定する必要がある場合は、3. の表に記載の主担当の地方環境事務所案を参考に中部地方環境事務所が環境省本省、他の地方環境事務所と調整し、早急に主担当の地方環境事務所を決定し、主担当の地方環境事務所が中心となってブロックを越えた連携体制を構築する。
- 3) 中部地方環境事務所は地方整備局等、国の地方機関との連携体制を構築する。
- 4) 中部地方環境事務所は必要に応じて中部9県1市協議会開催県等を通じて、中部9県1市協議会との連携体制を構築する。
- 5) 中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や人材バンク制度、D. Waste-Net の仕組みを活用し、自衛隊や人材バンク登録者、民間団体等との連携体制を構築する。

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

第一版策定 平成 28 年（2016 年）3 月 30 日

第二版策定 平成 29 年（2017 年）2 月 14 日

第二版一部修正 平成 31 年（2019 年）2 月 4 日

第二版一部修正 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

第二版一部修正 令和 4 年（2022 年）2 月 7 日